

船橋市都市計画提案評議委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市都市計画提案制度手続要綱（以下「手続要綱」という。）に基づき計画提案の内容について判断を行うため「都市計画提案評議委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は建設局長、都市計画部長、道路部長、都市整備部長、下水道部長及び建築部長の各委員をもって組織する。なお、必要に応じて関係部長を加えることができる。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は建設局長があたり、副会長は都市計画部長があたる。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故又は欠けるときはその職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会は会長が招集し、会長が議長となり議事を進行する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全会一致でこれを決する。

(判断)

第5条 計画提案に係る判断については、手続要綱第6条に基づき行う。

(参考意見等の聴取)

第6条 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部都市計画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成19年8月10日から施行する。